浜通り地方の「早期復興」を目指して! ~「放射線対策」は爆進中!!~



技術管理課 (環境対策担当) 技師 石幡 雅弘

1. 概 要

福島第一原子力発電所の事故が発生し、県内各地へ放射性物質が拡散したことにより、浜通り地方を中心に放射性物質汚染に関する様々な課題が発生している。公共土木施設の除染や放射性物質に汚染された建設副産物の再利用等の課題の解決に向けた業務を担当するため、今年度、企画技術総室技術管理課に新たに「環境対策担当」が設置された。年度当初に想定された放射性物質に関する課題に取り組んできており、その具体的内容について報告する。

2. 経緯 • 課題

■経 緯

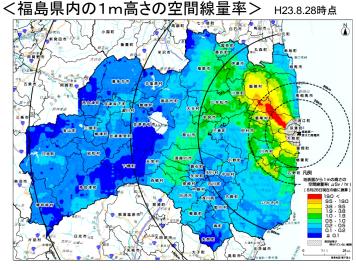
平成23年 3月12~15日 福島第一原子力発電所1、3、4号機水素爆発 12月14日 除染関係ガイドラインの発出(環境省)

12月22日 除染電離則の公布

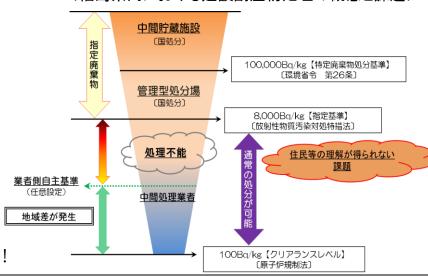
平成24年 1月 1日 放射性物質汚染対処特措法の全面施行 平成25年 4月 1日 技術管理課内に「環境対策担当」を新設

■課 題

- ① 環境省の直轄除染とインフラエ事との工程調整
 - 直轄除染が遅れた場合、インフラエ事が施工できない!
 - バイパス工事等、「生活圏」から離れた箇所は除染できない!
- ② 放射性物質に汚染された建設副産物(As殻・Co殻)の再利用の検討
 - 工事現場から発生する建設副産物を中間処理業者が受入れない!
 - ・建設副産物の汚染状況が分からない!
- ③ 放射性物質対策に係る「基準の策定」や「積算基準の作成」等
 - 建設副産物の再利用基準がない!
 - ・高線量区域内の積算基準が無く適正な価格に基づく積算が困難だ!



<福島県内における建設副産物処理の概念と課題>



3. 具体的な成果

- ■環境省の直轄除染とインフラエ事との工程調整
- ※こまめに環境省協議を実施した結果の成果 ① 環境省との「工程調整協議手法の標準化」を図った!

 - ② 県工事に伴う追加的除染を環境省が認め実施した!
 - ③ 原町川俣線(八木沢トンネル工区)において、環境省が主 張する「生活圏注)」以外の範囲を「一体的な生活圏」として 除染対象範囲に認められた!
 - ④ 協議対象筒所10筒所のうち、9筒所の協議が完了した!
- ■放射性物質に汚染された建設副産物(As殻・Co殻)の再利用の検討
- ① 受入れが拒否された建設副産物の再利用を図るため、県が独自 に移動式破砕機による処理を委託し、現地での処理を開始した!
 - ② 中間処理業者との受入れ協議を行う資料とするため、帰還 困難・居住制限区域内の放射線モニタリング業務委託を 実施し、再利用が可能であることを確認した!
 - ③ モニタリング調査結果を基に、中間処理業者との受入れ協 議を実施し、1月末現在で県内16社が受入れを了承した!

■放射性物質対策に係る新たな取組み

- ①「建設発生土の再利用基準」を策定し発出した! (5/20) ②「潜水作業の放射線防護の指針」を策定し発出した! (6/6)
- ③ 県有施設の除染業務の推進を図るため「土木部の体制」に 関する通知文を発出した! (7/11)
- ④「除染Q&A集」を作成し発出した! (8/20)
- ⑤「建設副産物の再利用基準」を策定し発出した! (10/30)
- ⑥「土木部の仮置き場確保に係る取組みと今後の方針」を 策定した! (10/30)
- ⑦「除染担当者会議」を企画・運営した! (6/28、10/30)
- ⑧「避難指示区域内の積算基準」を策定し発出した! (11/21)

4. お わ り に

本県においては、東日本大震災に伴う復旧復興工事を実施するにあたり、放射性物質による汚染が大きな障壁の一つとなっていた。 1日も早く復旧復興工事に着手出来るように、県独自の新たな取組みを続けてきた結果、放射線に関する課題のほとんどが解決できている。 今後も、引続き浜通り地方の早期復興を目指して、未だ解決できていない難題の解決に向け、組織が一丸となって努力していきたい。

「一体的な生活圏」として 原町川俣線(八木沢トンネルエ区) 除染対象範囲となった! (A) 県が「旧道」も生活圏であるこ

く環境省の直轄除染とインフラエ事の工程調整の事例>

注)生活圏:一般的には人が生活を営むエリアから20mの範囲

<移動式破砕機の導入による建設副産物の処理のイメージ>



とを主張した結果

⇒除染対象範囲が拡大した!





<建設副産物の事前モニタリング調査>





【A】: 環境省が主張する生活圏+20m 【B】: 県が生活圏と主張して認められた範囲

【C】: 一体的な生活圏として認められた範囲